

南足柄市立岡本中学校 「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われないよう見守ることが必要である。また、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では家庭や地域、関係機関との連携を図るとともに、教育活動全般を通じていじめ防止に取り組み、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように努める。

(2) いじめの禁止

本校生徒は、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

学校はいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、保護者・地域住民他関係者等との連携を図り、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われている場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

ア 生徒に、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”などの豊かな心を培い、心の通う人間関係を養うために、すべての教育活動を通じ道徳教育及び体験学習等の充実を図る。

イ 日頃の授業や特別活動、生徒指導や教育相談を通じて、生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

ウ 保護者・地域住民他関係者等との連携を図り、より広い範囲での人間関係づくりを進める。

エ いじめの未然防止への生徒の自治的な活動(生徒会活動)の充実を図る。

オ ネットいじめを防止するために、学級活動や技術・家庭科等の授業、講演会等で、情報を発信する責任や自分で情報の信憑性を判断する力など、ネットの正しい使い方と態度を身に付ける情報モラル教育に取り組み。

カ いじめに関する職員の研修をおこなう。

(2) いじめの早期発見のための取組み

ア 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という認識をもち、日頃から生徒の生活の様子に目を配り、生徒との信頼関係の構築に努める。

イ 定期的ないじめアンケート、学級集団アセスメントや教育相談を実施する。

ウ 「駒千代の丘ノート」の活用やスクールカウンセラー等の活用により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

エ いじめに関するアンケートに、ネットいじめ等に関する質問事項を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組みを進める。

(3) いじめの早期解決のための取組み

ア いじめに関する相談を受けた時には、速やかに事実を確認し、組織的に対応する。

イ いじめが行われている、またはその疑いがある行為が発見された時はすぐにやめさせ、事実確認し、組

織的に対応する

- ウ 再発防止に向け、いじめを受けた生徒とその保護者の支援、また、いじめに関わった生徒への指導と支援、保護者への助言を行う。
- エ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要が認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、反省を促すとともに、必要かつ適切な措置を講じ、それぞれが安心して学習できる環境を保证する。
- オ はやしたてたり同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる指導を行う。
- カ いじめをみていた生徒にも自分の問題と捉えさせ、傍観者にならずに、誰かに知らせる勇気をもてるよう指導する。
- キ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために十分配慮する。
- ク 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、南足柄市教育委員会及び松田警察署等と連携し対処する。

3 「いじめ防止対策会議」の設置

- (1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う機関として、「いじめ防止対策会議」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策会議」は校長、教頭、生徒支援部グループリーダー、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーその他関係職員で構成する。
- (3) 「いじめ防止対策会議」は定期的を開催する。また、いじめに関する相談、通報があった場合には、速やかに臨時の会議を開催する。「いじめ防止対策会議」では、以下の活動を行う。
 - ア いじめの防止に向けた情報交換、指導の指針の決定
 - イ いじめに関する相談・通報への対応
 - ウ いじめの判断と情報収集（事実確認）
 - エ いじめ事案への対応及び検討
 - オ いじめ事案の報告
 - カ いじめ防止基本方針の見直し

4 「重大事態対策会議」の設置

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命及び心身に重大な被害が生じた疑いがある場合、また相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（以下「重大事態」とする）への対処を行う機関として「重大事態対策会議」を設置する。
- (2) 「重大事態対策会議」は校長、教頭、生徒支援部グループリーダー、生徒指導担当、養護教諭、その他関係職員で構成する。
- (3) 「重大事態対策会議」では、以下の活動を行う。
 - ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での説明
 - ウ 教育委員会への調査結果報告
 - エ その他重大事態への対処

5 重大事態への対処

いじめにより生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある場合、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、また相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、学校は「重大事態対策会議」を開き、適切かつ組織的に対処するとともに、南足柄市教育委員会にすみやかに報告し、南足柄市教育委員会及び松田警察署等と連携をとり、問題の解決にあたっていく。

6 その他

学校評価項目に、相談支援・迅速な対応等の項目を入れ、適正に自校の取組みを評価する。